契約の拘束力の基礎

その現代における再評 としての 価 意思」の歴史的解釈と 4 · 完

第一次契約法リステイトメント・UCC第2編

第二次契約法リステイトメントをマイル・ストーンとして-

原 浩 之

木

第四項 リステイトメントの問題点 契約法の理論化

第三項

成否

第三節

第一次リステイトメントにおける契約の

第一 項 「契約」の定義とその成立要件

第二章

第一次契約法リステイトメントにおける

主観説・客観説」論争とその限界

第一節

概説

第二節

第一次リステイトメントの成立過程

第一項 第二項

法の統一化 起草作業の経緯 第一節

問題提起

章

問題の所在

目

次

第二節

検討の方法

第二項 相互的同意の表示

第三項 不完全な合意

第四節 第一項 第一次リステイトメントにおける約因法理

約因法理の生成

第一次リステイトメントの立場

(97) 40巻2号 (2006.1)

第五節 第一次リステイトメントにおける約束的

禁反言の法理

第一項 約束的禁反言の法理の生成

第二項 第一次リステイトメントの立場

小括 ローレビュー』第一巻第一号)

(以上、『明治学院大学法科大学院

第六節

第三項

判例法の展開

UCC第二編〔売買〕における合意理論の

第一節 概説

第一項 UCCの成立過程 初期の統一法

第二項 一九〇六年統一売買法

第三項 統一商事法典

第三節 UCCにおける契約の成否 第一項 起草者ルゥエリンの見解

第二項 UCC第二編における契約ルール

起草者ルゥエリンの見解

第四節

UCCにおける約因法理の排除

UCC第二編における契約ルール

第五節 第一項 UCCにおける約束的禁反言の法理の排除 起草者ルゥエリンの見解

第二項

UCC第一─一○三条と約束的禁反言の

第三項 UCC第二─二○四条の起草過程

第四項 UCC第二─二○五条の起草過程

第五項 UCC第二一二〇六条の起草過程

第六項 UCC第二一二〇一条の起草過程

小括 ローレビュー』第一巻第二号) (以上、『明治学院大学法科大学院

第六節

第二次契約法リステイトメントとその後の

第四章

契約法理論の展開

概説

第二節 第二次リステイトメントの成立過程

起草作業の経緯

第三項

同リステイトメントの問題点

同リステイトメントに影響を与えた

第三節

第二次リステイトメントにおける契約の

第一項 契約の定義とその成立要件 相互的同意の表示

第三項 不完全な合意

第四節 第二次リステイトメントにおける約因法理

第一項 第二次リステイトメントの立場

その後の学説の展開 (以上、『亜細亜

第五節 第二次リステイトメントにおける約束的 法学』第四〇巻第一号

第一項 禁反言の法理 第二次リステイトメントの立場

> 第二項 その後の学説の展開

第六節 小括

第五章 総括

第一節 アメリカ法のまとめ 現代契約法理論の行方

今後の課題 (以上、本号)

第二次契約法リステイトメントとその後の契約法理論の展開

第四章

第五節 第二次リステイトメントにおける約束的禁反言の法理

第一項 第二次リステイトメントの立場

本節では、

第二次契約法リステイトメントにおける「約束的禁反言の法理」

の取り扱いについて検討する。本

契約の成立に関する約束的禁反言の法理の規定を拡充していることにある。 章の第二節第二項で論じたように、第二次リステイトメントの主たる特徴の一つは、 判例法の動向を踏まえて、

1

第九〇条一項

そのような作為または不作為を実際に誘引した約束は、その約束を強制することによってのみ不正義が回避され る場合に、拘束力をもつ。その違反に対して認められる救済は、正義が求める範囲に制限されうる。」。同条 - 約束者が、被約束者または第三者の側に作為または不作為を誘引することを合理的に予見すべきであり、 第二次契約法リステイトメント第九○条一項は、約束的禁反言の法理に関する規定を以下のように定めている。 かつ、

40巻2号 99 (2006.1)

論 ②法的保護に値する信頼行為を意味する「誘引された行為」の要件に「明確性」と「実質性」の文言を削除した 項は、第一次リステイトメント第九○条の規定を継受したものだが、以下の三点について変更を加えている。 なわち、①約束者が予見すべき範囲に「被約束者側の信頼」に加えて「第三者による信頼」が加えられたこと、

損害賠償の制限規定を設けたことである。①は単純に信頼保護の範囲を拡充することを目的とした変更である。 こと、および、③「その違反に対して認められる救済は、正義が求める範囲に制限される。」という一文を加え、

九〇条二項に別個に定められている。これに対して、同条一項は、その後の判例法の展開を反映して「有償約束(4) 条のそれと根本的に異なるものであることを示すものである。(3) これに対して、②と③は、第二次リステイトメント第九○条一項の制度趣旨が、第一次リステイトメント第九○ 約責任が認められる。第二次リステイトメントの下でも、約束的禁反言に基づく「無償約束の保護」の規定は第 した。そこでいう「約束的禁反言」は約因の代替物であり、同条に基づいて強制される約束の違反に対しては契 第一次リステイトメント第九○条は、約因の交換的取引理論の下では強制されえない無償約束の保護を目的と

ると認識され、そこでは、 る場合もある。」。このように、第九〇条一項でいう「信頼」には不法行為法や原状回復法と重なり合う部分があ なり合う場合もあれば、強制が不正義を回避するのに必要な範囲を決定する上で、それらが有益な類推を提供す および、原状回復の法における無数のルールの重要な特徴であり」、「それらのルールと本条〔第九〇条〕とが重 信頼責任に基づくものであることを明示したのは、一九六五年のホフマン事件判決であった。同判決にお 同条のコメント a「他のルールとの関係」によれば、「信頼はまた、ネグリジェンス、詐欺 (deceit)、 一般的な契約責任とは別個の責任 (信頼責任) が想定されている。 約束的禁反言の法

> 40巻2号 (2006. 1) (100)

第九○条の法的性質の変化は、

同条の救済方法

(特に損害賠償の範囲)

にも影響を与える。第九○条が無償約

構成することも可能である。第九○条では、本判決を含め、「契約交渉の不当破棄」に対して約束的禁反言に基 責任が問えることを示すものである。 づく責任を認めた三つの判例が設例に含まれている。これは、第九○条に基づき、契約交渉の不当破棄に対する(₹) めの約束を欠いており、その責任の根拠は「信頼の惹起と裏切り」に求める他なく、 のは誤りである。」と判示した。このような契約交渉の不当破棄事例については、そもそも契約を成立させるた 全ての本質的な項目を含む必要はない」とし、「約束的禁反言を根拠とした訴えを契約違反訴訟と同様に捉える て、 裁判所は 「約束的禁反言の訴訟原因を支えるのに欠かせない約束は、 申込と等しくなるように、 その責任を不法行為として …取引の

める範囲に制限される。」という一文が追加されたのである。 フラーやコービンの想定した「信頼責任説」の立場で起草されている。なお、UCC第二編の起草者であったル(タ) とが必要になる。そこで、第二次リステイトメント第九○条に「その違反に対して認められる救済は、 約束的禁反言は「約因の代替物」として契約責任を導くと解されたためである。ところが、第九○条が信頼責任 束の保護のみを目的とした場合には、その約束の違反に対しては期待利益の賠償が当然に認められた。そこでは に基づくものだと理解されるようになると、契約当事者らの信頼の度合いに応じて損害賠償の範囲を制限するこ 以上のように、 第二次リステイトメント第九○条一項は、ウィリストンの想定した「契約責任説」ではなく、 正義が求

(101) 40巻2号 (2006.1

を信頼して不利益を被った当事者と、詐欺防止法の要件を満たさない口頭の約束を信頼して不利益を被った当事

ゥエリンは約束的禁反言の法理の適用に消極的な立場をとっていたが、この点に関するかぎり、(空)

トメントは、

UCCの影響を全く受けていない。さらに、

以下でみるように、

第二次リステイトメントは、

第二次リスティ

C第二編の下ではいずれも排除されたルールである。

論 第八七条二項と申込撤回ルール

第二次契約法リステイトメント第八七条二項は、契約の申込に対して約束的禁反言の法理が適用され得るとし、

者の保護を目的として、約束的禁反言の適用を認める規定を第九○条とは別個に新設している。これらは、

UC

基づく責任を明確に認めた一九五八年のドレナン事件判決のルールを明文化したものである。すなわち、被申込 そのような申込はオプション契約として拘束力をもつと規定する。これは、申込の撤回に対して約束的禁反言に(エリ による申込の撤回があったにもかかわらず、その申込は「不正義を回避するのに必要な限度において」、「オプシ 者は、時に、その申込を承諾する以前に合理的に信頼する可能性があり、そのようなケースにおいては、約束者

ョン契約として拘束力をもつ」のである。

特に問題はない、との考えも成り立ちうる。しかし、UCC第二―二〇五条が、約因の要件を不要とし、かつ、 禁反言の適用を想定したものではない。これに対して、第二次リステイトメント第八七条は、実質的にUCC第(エメ である。第三章で論じたように、UCC第二―二〇五条は「署名された書面」のみを要件としており、被約束者 により形成されたルールとUCCのルールの両方を取り込み、申込の強制に関して二つの方法を提供することに の強制を認める(第八七条二項)。契約法の一般原則を定める第二次契約法リステイトメントにおいて、判例法 で、UCC第二―二〇五条の立法趣旨と反する約束的禁反言の適用を認め、「信頼」 という実体に基づいて申込 二─二○五条に類似したルールを定め、「書面」という形式に基づいて申込の強制を認め(第八七条一項)、他方 にいかなる信頼行為も要求していない。のみならず、同条の起草者意思・起草過程をみるかぎり、 ここで問題となるのは、第二次リステイトメント第八七条一項と二項、およびUCC第二―二〇五条との関係 同条は約束的

> (2006. 40巻2号 1) (102)

あ₁₆。 れた書 約束的禁反言の適用にも消極的であったのは、 第二次リステイトメントの起草者らは、 面 が要件とされたのは、 申込が現実に行われたことの証明として「認証」 第八七条の起草においてこの点を考慮に入れていない。 契約当事者の正当な意思を図るためであった。そして、 が必要だと考えられたためで

(3) 第一三九条一項と詐欺防止法

項は、 避される場合に、 かつ、そのような作為または不作為を実際に誘引した約束は、その約束を強制することによってのみ不正義が いては、 法の規定を遵守している。 項は、詐欺防止法の規定に関係なく、 第二次契約法リステイトメント第一一○条は、 約束者が、 UCCの詐欺防止法の規定が適用されることを明示する。他方で、第二次リステイトメント第一三九条(『ジ 詐欺防止法の規定に関わらず強制可能である。 被約束者または第三者の側に作為または不作為を誘引することを合理的に予見すべきであ 特に、 同条二項では、「五〇〇ドル以上の物品売買契約」 約束的禁反言の適用によって約束を強制し得ると定める。まず、 UCCの詐欺防止法の規定に依拠しつつ、一六七七年詐欺防止 その違反に対して認められる救済は、 や「証券の売買契約」 正義が求 同条

n の拘束力の基礎として ように、 のコメントfに比べて、 ト第九〇条のそれとほぼ同一である。 める範囲に制限されうる。」と規定する。 た書面ないし覚書があるかどうか」という形式 約因のない約束だけではなく、 項は、 詐欺防止法のケースに禁反言の適用を制限的に認めた第 「約因があるかどうか」という実体 適切な拡張を行っている。 約因のある約束にも適用されることである。 (9) この文言は、 (form) この第一三九条の最大の特色は、 約束的禁反言の一般規定を定める第二次リステイトメン が問題となる。そして、そのような形式が欠落して (substance) は問題とされず、 一次リステイトメント第一 すなわち、ここでは、 そのコメントaが指摘する あくまでも一署名さ 七八条

(103) 40巻2号 (2006.1

重に対処することが求められる。そのため、同条二項のc号は、約束の強制にあたって、正当な信頼行為があっ 法趣旨に沿って、契約の強制を求める被約束者の側に「誤った記憶」や「偽証」の可能性を極力抑えるべく、慎 その形式の不備を補充する目的で約束的禁反言が適用されるのである。従って、同条の下では、詐欺防止法の立 いる場合でも、 第九○条で定める「法的保護に値する信頼行為」があると認められれば、第一三九条に基づいて、

欺防止法の立法趣旨に好意的であった。そのため、UCC第二—二〇一条は、書面なき口頭の契約は有効ではな が生じるためである。これに対して、第二次リステイトメントは、第一一○条においてUCCの詐欺防止法の規 を招き、そして、詐欺防止法との関係では、約束的禁反言を適用することで、原告による偽証を誘発するおそれ を想定したものではない。約束的禁反言の適用は、当事者間に事実上の合意があったかどうかの探究を怠る結果 UCC第二─二○一条との関係が問題となる。第三章で論じたように、UCC第二編の起草者であったルゥエリ(ミシ) たことの証拠を求めている。 定が適用されることを明示している一方で、第一三九条において、UCC第二―二〇一条の立法趣旨に反する約 ンは、当事者間の「事実上の合意」を契約の基礎と捉え、そして、当事者間の合意を「書面」という形で残す詐 いという伝統的な詐欺防止法のルールを定めている。そして、ルゥエリンによれば、同条は約束的禁反言の適用 申込撤回ルールの場合と同様に、第二次リステイトメントの詐欺防止法ルール(第一一○条と第一三九条)と

的禁反言の法理とは相容れないものであるというUCC第二―二〇一条の立法趣旨を考慮に入れなかったのであ る詐欺防止法のルールに言及し、かつ、それが適切である場合には採用したのだが、詐欺防止法が根本的に約束 以上のように、第二次リステイトメントの起草者らは、詐欺防止法のルールを定めるにあたり、UCCにおけ 東的禁反言の適用を認めている。

次に、第二次リステイトメント第一三九条を根拠に、UCCの詐欺防止法の規定に関係なく、

約束的禁反言の

る。

UCC第二─二○一条が約束的禁反言の適用を許容しているものだとは判断できない。 ある。 ば、それは「特別注文による物品の製造」や「契約の部分履行」がある場合に、 らも明らかである。まず、第一三九条のコメントaは、 上の保護を提供し、それ以外の場合に約束的禁反言の適用を認めないためである。従って、 るという、 三項と第八―三一九条(b)号に言及するが、これらは、 第二次リステイトメント第一三九条とUCCの詐欺防止法規定が相容れないものであったことは、 しかし、これらの条項が定められたのは、 従来の詐欺防止法の例外規定を定めたものである。そして、UCC第二―二〇一条三項に関していえ 約束的禁反言が適用されやすい二つの状況に対して予め制定法 「他のルールとの関係」においてUCC第二―二〇一条 部分的な履行があった場合には口頭約束の強制を認め 信頼利益の保護を認める規定で この条項を根拠に、 以下の点か

れ、 損害賠償を請求した。これに対して、Yは、Xの約束的禁反言に基づく請求は、 Yの従業員となることを求めた。そこで、Xは、 共同事業者とするYの口頭による雇用約束、 適用によって約束を強制し得ることを認めた判決がある。事実の概要は以下のとおりである。Xは、(⑵ 契約法リステイトメント第一三九条を援用して、 間での口頭による合意は、 八年)に基づく詐欺防止法の抗弁により排除されると主張した。同条によれば、企業の株式売却に関する当事者(※) Yの事業所がある場所に引越した。しかし、 V かなるものであれ、 および、株式売却の合意を信頼して、仕事をやめ、家屋を抵当に入 土壇場になって、Yは、その雇用約束を破棄し、代りに、 その約束が強制されることによってのみ正義が実現されうるの 口頭による雇用契約の違反、 強制不可能である。 しかし、 または、 コ UCC第八一三一九条(一九七 ロラド州最高裁判所は、 約束的禁反言に基づいて、 XをY社の 第二次

(105)

40巻2号

(2006.

1)

論

第二項 その後の学説の展開

三九条がUCCの詐欺防止法規定に優先することが明示されたのである。

であれば、詐欺防止法は、約束的禁反言の請求を妨げないと判示した。本判決では、第二次リステイトメント第(マメ゙)

えて、伝統的な契約法理論の再構成を試みようとした点で、英米の法学界のみならず、わが国の学界にも大きな インパクトを与えた。 た研究が次々と現れた。とりわけ、ギルモア(Gilmore)とアティア(Atiyah)の著作は、同法理の発展を踏ま (1) 第二次リステイトメントの起草に前後して、判例法における約束的禁反言の法理の著しい発展に注目し

は不法行為の領域の中に段々と接近するであろうと予測した。 せる主たる根拠になりつつあると主張した。そして、不法行為法に基礎をおく同法理の発展により、契約の領域 言の法理の適用範囲は今後さらに拡張し続け、伝統的な約因法理に代って、約束的禁反言の法理が約束を強制さ (a) ギルモアは、一九七四年に出版された『契約法の死(The Death of Contract)』において、約束的禁反

obligation)」の構築が求められている、と主張する。 Fall of Freedom of Contract)』において、二〇〇年にわたるイギリス契約法の展開を論じ、その中で、従来の契 準契約の発展にみる「利得」、約束的禁反言の発展にみる「信頼」の三つを柱とした新たな「債務法(law of 法理を中心とする古典的契約理論への批判を行っている。そして、結論として、現代では、「約束」のみならず、(%) 約理論における一般的な考え方、すなわち、契約責任の根拠は「約束」にあるという考えを否定し、また、 (b) イギリスの契約法学者であるアティアは、一九七九年に出版された『契約自由の盛衰(The Rise and

> 40巻2号 (2006.1) (106)

ことを認めている(36) てを割り切るのではなく、「利益」、「信頼」、「分配」といった非約束的要素も、 とする契約理論を展開する。もっとも、彼は、一九世紀の古典的意思理論とは異なり、 思理論の立場から、「約束としての契約」がアメリカ契約法の基礎にあるとして、「約束上の債権債務関係」を軸 フリード (c) 一九八〇年代に入ると、「古典的契約理論の再構成」を主張するギルモアやアティアに対抗する形で、 (Fried) が『約束としての契約(Contract as Promise)』を公表した。フリードは、 一定の範囲で重要な役割をもつ 「意思」だけで契約の全 同書において、 意

(約因法理を中心と

禁反言という一枚看板の下に異質なものが無自覚的に含まれてしまってはいないか」。そして、「アメリカ法上約 従来の債務法の構造に全体的な変更を迫るほどに、 ろうか。前述のアティアの見解に対しては以下のような指摘がある。すなわち、「約束的禁反言法理が果たして、 だけでなく、申込や口頭約束といった有償約束の信頼保護、予備的交渉の不当破棄に対する信頼責任を含めたも 束的禁反言法理は、約束責任の代用物たる場合と、真に信頼拘束による責任 (…) を根拠づける場合とをその下 のである。しかし、様々な目的をもつに至った約束的禁反言を一元的な法理と理解することに問題はないのであ した古典的契約法理論)の再構成を試みている。彼らが想定する「約束的禁反言」とは、 (d) 上に挙げた諸学説は、約束的禁反言の法理の発展に着目して、伝統的な契約法理論 アメリカ法上契約責任にとって代ろうとしているのは、前者なのであって、これを後 原理的統一性と広い妥当範囲を有するのかどうか」、「約束的 たんに無償約束の保護

(107)40巻2号 (2006.1)

禁反言の法的性質については、これを「契約責任」とみる説、「信頼責任」とみる説、

者と混同し、

信頼責任が合意に基く責任を凌駕していると解するのは正当でない。」。

約束的禁反言の法的性質やその効果をめぐる学説の論争にもみられる。

および、「不法行為責任

(2) このような混同現象は、

に含んでいると思われる。

説 のいずれの局面に焦点を置いているかを見定める必要がある。 とみる説がある。しかし、これらの諸学説を理解する上では、各論者が約束的禁反言の生成から今日の発展まで

論 更を生じさせたことにある。損害賠償は、…、その地位の変更より生じた損失を超えるべきではないことになる。」。 しかし、この説に対して、カナダのフリッドマン(Fridman)は、禁反言の法理がその起源において不法行為的 を指すため、不法行為責任を暗示するものだといわれる。シーヴェイによれば、「その不法行為は、第一に、約束 ことにある。この「不利益」の概念は、被表示者が表示された事実を信頼して行為したことにより生じた「損害」 であるのに対して、「近代的な約束的禁反言の法理は、その本質において不法行為よりも契約に近い。」という。 された価値 の法理」についても不法行為責任が導かれるという。その理由は、同法理が「不利益を伴う信頼」を基礎とする(%) イ(Seavey)は、「禁反言の法理」が基本的に不法行為の概念であるとして、そこから派生した「約束的禁反言 約束的禁反言を不法行為責任だと理解する見解は初期の学説(一九五〇年前後)にみられる。シーヴェ (reward) を原告から奪うことにではなく、その原告に対して不利益 (detriment) となる地位の変

が、実際の判例法において要求されていないことを挙げている。なお、この二つの論文に対する批判として、一が、実際の判例法において要求されていないことを挙げている。なお、この二つの論文に対する批判として、一 にあると主張する。両論文は、その根拠として、約束的禁反言の要件の一つと解されてきた「不利益を伴う信頼」 代替物」としての契約責任が想定されている。これに対して、近年、別個の観点から、「契約責任(約束責任)」 換的取引理論の下では強制し得ない無償約束を保護することにあった。従って、ここでは、あくまでも「約因の換的取引理論の下では強制し得ない無償約束を保護することにあった。従って、ここでは、あくまでも「約因の 九九一年に公表されたヨリオ&セル(Yorio & Thel)論文は、約束的禁反言の基礎が「信頼」ではなく「約束」 を唱える説がある。一九八五年に公表されたファーバー&マサソン(Farber & Martherson)論文、および、 第一次契約法リステイトメント第九○条は「契約責任説」の立場を採る。同条の起草趣旨は、約因の交

> 40巻2号 (2006.(108)

礎としては「約束」と「信頼」の両方が重要であると指摘する。(4) 九九八年に公表されたヒルマン (Hillman) 論文があり、 彼は、 実証的な判例分析を通じて、 約束的禁反言の

ている。すなわち、盲目の賢人達が一頭の象についてそれぞれ説明するように求められ、その足に触れた賢者は(生) では、約束者が自ら拘束されるかされないかを選択する自由があり、従って、 不法行為責任だと理解する学説もある。バーネット(Barnett)によれば、約因法理を中心とする交換原則の下 入れたものであり、「信頼責任説」の立場を採っている。また、 求めることになる契約交渉の不当破棄事例への適用も想定している。この点を強調して、 テイトメント第九○条は、その後の約束的禁反言の発展、 の意思とは関係づけられない「非難に値する行為(blameworthiness)」に基づく責任に依拠するものだという。 定する意思があると認められる。これに対して、 (c) 約束的禁反言の法的性質を「信頼責任」とみる説が、 d このような学説の状況をワンゲリン(Wangerin)は「五人の盲目の賢人」というインドの挿話に例え 約束的禁反言の法理を中心とする信頼原則は、必ずしも約束者 特に、 現在の多数説だといってよい。第二次契約法リス(红) 同条は、「信頼の惹起と裏切り」に責任の根拠を 有償約束の信頼保護という新たな目的を視野に 約束者には責任を負うか否かを決 近時、 約束的禁反言を

その責任とその効果を模索することが重要であろう。 的禁反言」のことである。 象を「大木のようだ」と語り、その尻尾に触れた賢者は象を「蛇のようだ」と語った。ここでいう象とは った約束的禁反言を一元的な法理として理解する必要はない。 彼らの説明は全て正しいが、 同時に全て誤っているのである。 同法理が適用され得る個別具体のケースごとに、 様々な目的をもつに至 一約束 40巻2号 (2006.

V

3

第九〇条の法的性質をめぐる見解の不一致は、

そのまま同条の責任の効果、

損害賠償の範囲に関する争

②信頼利益の賠償にとどめるべきだとする説、

お

に反映される。これには、

①期待利益の賠償まで認める説、

(109)1)

論 説 頼利益の賠償のみが認容されるという立場をとる。今日の多数説だといわれる「信頼責任説」には、信頼利益の(83) を「契約」とみる学説は期待利益の賠償まで認められるべきだと主張し、それを「不法行為」とみる学説は、信 よび、③個別、 具体の諸事例ごとに柔軟なアプローチを採るべきだとする立場がある。約束的禁反言の法的性質

場に沿って、個別具体のケースごとに適切な救済内容を確定すべきことを明文化している。(%) 益の賠償のいずれかを実施してきたという。前述のとおり、第二次契約法リステイトメント第九〇条は、この立(s) して、過去の裁判例は、少なくとも、①救済の拒絶、②原状回復の認容、③信頼利益の賠償、または、④期待利 九○条において認められるべき救済の内容は、特定の状況ごとに異なり、それは裁判所の裁量に委ねられる。そ による救済を信頼利益の賠償に限定していたわけではない。フラーによれば、第一次契約法リステイトメント第 賠償のみが認められるとの立場をとる学説もあるが、その代表論者であったフラーとコービンは、約束的禁反言(⑤)

第六節 月日

護が拡充されていること、および、③UCC第一編・第二編の影響を強く受けていることを挙げた。 約ルールが維持されていること、②判例法における「約束的禁反言の法理」の発展を重視して、当事者の信頼保 徴として、①第一次リステイトメントとの連続性がみられること、特に、約因の交換的取引理論を中心とする契 (1) 本章では、第二次契約法リステイトメントの検討を行った。第二節では、第二次リステイトメントの特

成立要件とし(§17)、および、③契約の成否を判断するにあたり、原則として客観説の立場にたち(821)、かつ、 イトメントは、 第三節では、第二次リステイトメントにおける「契約成否」の判断について検討した。まず、同リステ ①「約束」を契約の基礎と位置づけ(81)、②「約因」と「相互的同意の表示」を不要式契約の

40巻2号 (2006.1) (110)

指針を示すものであり、 と判断される場合に適用される未決定条項の補充規定がある(8204)。第一九条二項の「知りうべきテスト」は、 ①当事者の契約意思を確定する方法である「知りうべきテスト」があり(819②)、また、②当事者の意思がある 制不可能なものとする「確実性の原則」も維持されている(833①)。次に、UCCの影響を受けた条文としては、 合意の効果、 次リステイトメントのルールを遵守している。また、④「合意するための合意」や未決定条項のある契約を強 定の範囲で 範囲およびその意味を決定し、 「客観説の例外」を設けている(8820, 53, 49, この規定はUCC第二編の不備を補うものである。 いずれの当事者の認識が優先されるべきかを裁判所が決定する際 26,69)。第二次リステイトメントは、 この限りで第

の点はUCC第二編の影響を受けたものと評価できる。 メントは、 的に低下している。まず、約因の交換的取引理論は「申込・承諾の方法」に関わってくるが、第二次リステイト 第一次リステイトメントで提唱された「約因の交換的取引理論」を維持しているが(§§17,71)、その役割は相対 (3) 第四節では、契約の成立要件の一つとされる「約因」について検討した。第二次リステイトメントは、 一方的契約と双方的契約との区別をなくし 他方で、その新たな枠組みの中に第一次リステイトメン (832)、承諾の方法を問わないとしており (§30②)、こ

トで定められた「申込承諾ルール」を組み入れている(8850②③, 45)。次に、申込撤回ルールに関しては、約 |署名された書面||という形式に基づいた申込の強制を認めており、実質的にUCC第二―二〇五条のルールに (111)40巻2号 (2006.1)

容の変更は有効だとする

ステイトメントに調和させるという起草者らの試みを反映している。しかし、

(889)。これらの諸規定は、

第一次リステイトメントとUCCの契約ルールを第一

契約当事者の一方のみが履行に選

近づけている。

契約内容の変更に関するルールも同様であり、三つの特定の場合に約因の提供がなくても

因の要件を維持するが、

それは名目的な約因であればよいとして、

同要件は形骸化している

(§87(I))°

他方で、

択権を有している契約は、「約因」の不存在を理由に、 ステイトメントのルールがそのまま遵守されている。 原則として強制不可能だとされており (877)、第一次リ

のこれらの条文の立法趣旨が本質的に約束的禁反言の法理とは相容れないものであったことを考慮に入れなかっ 定めるにあたり、UCCのルールに言及し、かつ、適切である場合にはそれらを採用したのだが、UCC第二編 二〇一条との関係が問題となる。結局、第二次リステイトメントの起草者らは、申込撤回ルールと詐欺防止法を テイトメントは、申込撤回ルールと詐欺防止法に関してはUCC第二編の規定に依拠することを明示している を目的として、約束的禁反言の適用を認める規定を別個に新設している(8887, 139)。しかし、他方で、同リス 利益を被った当事者と、詐欺防止法の要件を満たさない口頭の約束を信頼して不利益を被った当事者の信頼保護 後の判例法の展開を反映して、約束的禁反言の法理に関する規定を拡充している。すなわち、申込を信頼して不 く有償約束の信頼保護を目的とするものだということを明示する(890)。また、同リステイトメントでは、その (\$87①, 110)。そのため、いずれの場合にも約束的禁反言の適用を認めなかったUCC第二―二〇五条と第二― トメント第九〇条の文言に若干の変更を加えた上で、その制度趣旨が、たんに無償約束の保護だけではなく、広 (4) 第五節では、「約束的禁反言の法理」について検討した。第二次リステイトメントは、第一次リステイ

第五章 総 括

たのである。

第一節

アメリカ法のまとめ

る。 かを検討した。この問題を検討するにあたっては、当事者の意思を尊重した契約ルールを数多く定めるUCC第 と相互関係を明らかにし、また、そこにおいて「当事者の意思」に関わる諸問題がどのように取り扱われている C)、および、一九七九年に成立した第二次契約法リステイトメントを取り上げ、それぞれの契約ルール 一編の考察が重要であった。以下では、これまでの議論を総括した上で、今後のアメリカ契約法の展開を予測す 本稿では、 一九三二年に成立した第一次契約法リステイトメント、一九五一年に成立した統 一商事法典 の特徴 Û C

1

はじめに

2 第一次契約法リステイトメントの特徴

対する約束」や「約束に対する行為」を発見するという作業が、契約の成立に不可欠であった。第二に、①契約 れに画一的な申込・承諾ルールが定められた。すなわち、現実の商取引では必ずしも意識されていない「約束に 格かつ画一的な契約ルールが定められている。 こから派生する「相互性の原則」や「確実性の原則」といった形式的、外在的および客観的な基準に基づき、 第一次契約法リステイトメントの主たる特徴は以下の点にあった。まず、 第一に、「双方的契約」と「一方的契約」とが区別され、 「約因の交換的取引理論」、 また、 それぞ そ 厳 1)

「合意するための合意」や、代金額や契約目的物の数量に関する条項が省略されている契約、また、 同リステイトメントが起草された一九三〇年代当時でも変わ 当時の取引実務においても予備的 現実の取引実務では、 40巻2号 (113)(2006.

合意が活用されていた事実を示している。また、多くの場合、これらの契約に当事者らの契約締結意思を見出す

確実性のルールが定められたこと自体が、

はない。

申込承諾ルールとは別に、

これらの契約が頻繁に利用されており、

「生産量一括売買契約」や「必要量購入契約」は原則として有効とされなかった。しかし、

それは、

成立前の

論

説 ンティブを刺激し、契約締結の可能性を高めることで、自らの利益を図ろうとする意思があるためである。 ことができる。例えば、②の契約において、売主が買主にあえて履行の選択権を提供するのは、相手方のインセ

同リステイトメントの下では、あくまでも形式的な基準に基づいて契約の成否が判断され、そこにおいて契

約当事者の真意が問題とされることはなかった。

かし、 体的な事実を捨象して抽象的なルールを抽出する」というラングデルの方法論を採用したからに他ならない。 因を中心とした一連の契約ルールが構築されたのは、起草者ウィリストンが「少数の判例を選択し、そこから具 事者を保護する規定も盛り込まれた。このことは、すでに第一次リステイトメントの起草段階において、 因の交換的取引理論」と「約束的禁反言の法理」との関係に見出せる。過去の判例法の裏づけを欠いたまま、 示」かという二者択一的な枠組みの中で契約の成否を判断すること自体に無理があった。次に、そのことは が必ずしも貫徹されたわけではなかった。まず、それは、「契約の成否」にあたり、客観説の立場を採ると明言 約束を強制してきた事実を見逃すべきではないと主張し、その結果、第九○条に約束的禁反言の法理が定められ したにもかかわらず、主観説の立場にたつ条文も数多く定めていることから伺える。そもそも、「意思」か のみならず、その後の判例法の動向を予測してか、「申込」や「口頭の合意」を信頼して不利益を被った当 同リステイトメントの起草メンバーであったコービンは、裁判所が「交換」以外の様々な根拠に基づいて 同リステイトメントにおいて「形式的、外在的および客観的な基準」に基づく一元的な契約法理論 一元的

40巻2号

(2006.

1)

114)

UCC第 一編の特徴

な契約法理論の構築に限界があったことを示すものである。

UCC第二編の主たる特徴は以下の点にあった。まず、UCC第二編の成立は、第一次リステイトメントで構

契約の拘束力の基礎とし ての「意思」の歴史的解釈とその現代における再評価(4 F. ものではない。 場合でも、 のは、 に申込を撤回不可能なものにするには、 と認められるには、 を契約の基礎と位置づけているのは確かである。ただし、 優先されるべきかという「主観説と客観説」 約束的禁反言の法理の下では、 間に合意が存在したにもかかわらず、 意したかどうか」 因の交換的取引理論と約束的禁反言の法理が共に排除されたのは、 契約の基礎として求めたのが当事者間の「事実上の合意」である。 排除するという形で現れた。 契約の基礎に関わる①約束、 築された「形式的、 契約を成立させる意思があると判断された場合には、 ル しかし、このUCCの契約法理 以上の物品売買契約につき、 |現実の商取引に適合した柔軟な契約法理論」を構築するためであった。そこで、UCC第二編が新たに その約束が強制されるおそれがあった。 起草者ルゥエリンは、 の判断が問われないためであった。すなわち、 多くの場合、 外在的および客観的な基準に基づく契約法理論」 このように、 ②相互的同意の表示、 当事者らの意思が問題とされなかったために、 当事者間の合意を「署名された書面」 当事者間に合意が存在したことの証拠が求められる。 (合意理論) 約因要件の不備を理由に、 契約の成否にあたり、 約因の要件は不要であるが、 UCC第二編が、 の対立を不毛な議論と捉えていた。 は、 一九世紀末に放棄された古典的意思理論へ ③約因の交換的取引理論、 原則として契約は有効である。 UCC第二編の下で、その意思が法的に有効なものだ コモン・ローの重要な契約法原則の多くを排除した 「相互的同意の表示」と「内心の意思」 約因の交換的取引理論の下では、 しばしばその約束の強制が妨げられた。 UCCの契約法理の下では、 いずれの法理の下でも「当事者らが実際に を根底から覆すことを意味した。 申込が現実に行われたことの証明として に残さなければならず、 当事者間に合意が存在しなかった および、④約束的禁反言 UCCが「契約当事者の意思」 また、 すなわち、 ひここにおい の回帰を意味する 契約当事者らに ②三ヶ月を限度 ①価格五〇〇 実際に当事者 のいずれが それ の法理を 反対に、

の合意は詐欺防止法の規定に服し、「署名された書面」がないかぎり拘束力を有しない可能性がある。以上のよ 「署名された書面」が要求される。また、③約因がなくとも契約内容の変更に関する合意は有効だとするが、そ

論 概念を退ける代りに、 UCCの下では契約の不要式主義が採られているわけではない。契約の要式性につき、UCCは、「約因 「書面」を重視している。

当事者の真意が定かでない場合には、当該取引の諸状況をも考慮に入れて、「信義誠実」や「取引慣行」

りつつ補充的解釈を行った結果、確定される意思が存在しなければならない。 などの規範に基づいて補充的解釈が行われる。また、契約内容の変更が公正であるか否かは「信義誠実」に基づ いて判断され、 不公正な圧力の下で行われた契約内容の変更は無効とされる。UCCの下では、特定の規範に拠

(4) 第二次契約法リステイトメントの特徴

撤回ルール、 み込まれている。そのため、 の法理とは理論的に調和するものではない。UCCに至っては、そのいずれの法理も排除している。にもかかわ カ契約法のそれまでの到達点を示したものだといえよう。しかし、本来、約因の交換的取引理論と約束的禁反言 第二編の影響も強く受けている。従って、第二次リステイトメントは、一九八一年の時点で、二○世紀のアメリ る契約ルールを遵守している点で、第一次リステイトメントとの連続性がみられる。第二に、 | 約束的禁反言の法理」の発展を重視して、当事者の信頼保護が拡充されている。第三に、UCC第一編および 第二次契約法リステイトメントの主たる特徴は以下の点にあった。第一に、約因の交換的取引理論を中心とす 第二次リステイトメントの下では、これらの制度趣旨や目的を異にする諸要素がパッチワークのように組 詐欺防止法に関するルールを採用する一方で、これとは別個に、それらのルールに約束的禁反言の 同リステイトメントは、 約束的禁反言の適用を想定していないUCC第二編 判例法における の申込

40巻2号 (2006.1) (116)

UCC第

一編の契約法理が第二次リステイトメントに及ぼしたより大きな影響は

「法理から解釈へ」、「ル

ル

調和が図られていない部分である。 適用を認める規定をおくという矛盾を生じさせている。この点は、 第二次リステイトメントとUCC第一

第二編の影響をみることができる。 取引理論」 ルそのものである。 ないとするルールや、「署名された書面」があれば、 を受けているといえる。 的な契約ルールの多くが相当の範囲で緩和されている。 しかし、 全体としてみるならば、 を一応は継受しているが、 同リステイトメントは、第一次リステイトメントの契約法理論の要にあった「約因の交換的 まず、第二次リステイトメントにおいては、 第二次リステイトメントは、 例えば、「一方的契約と双方的契約」との区別をなくし、 実際には「約因要件の形骸化」が進行してい 申込の強制を認めるというルールは、 同法理の役割は相対的に低下しており、そこにUCC 多くの重要な部分においてUCC第一 約因の交換的取引理論に基づく厳格かつ画 UCC第 承諾の方法を問 編 一編のルー の影響

ば機械的に適用できる規範」であり、「スタンダード」とは、 からスタンダードへ」という思考様式の変化である。ここでいう「ルール」とは、「要件たる事実が認定され 表現した規範」である。UCCの契約法理の特色の一つは、現実の商取引から引き出される規範に基づい の契約紛争の解決を促していることにある。そして、 当事者の意思を確定する上では 信義誠実や非良心性のように 「履行の経過」、「取引の経 「法律の目的を直接 て個別

が新設されている。

さらに、

UCCが明文化した「信義誠実」、「非良心性」または「取引慣行」といった諸規範

きテスト」

が用意され、

また、

当事者の意思があるものと判断された場合には、

範が用いられる。

第二次リステイトメントでは、合意の効果、

範囲およびその意味を決定する方途として

未決定条項を補充する規定

または

「取引慣行」といった規範が用いられ、また、未決定の条項を補充する上では

(117) 40巻2号 (2006.1)

「誠実性」といった規

t,

同リステイトメントに定められている。

論

かし、ここではUCC第二編の問題点も認識しておく必要がある。すなわち、UCCの起草者らは、 問題解

引実務」の範囲に限定される。これに対して、契約法の一般原則を再述した第二次リステイトメントの下では、 決の材料となる「規範」を提示したが、その規範をいかに判断すべきかについては何ら語らず、 すなわち、UCC第二編は、物品売買契約のみを規律するため、その規範はあくまでも「市場」と「商人間の取 った。第二次リステイトメントでは、UCCの場合以上に「規範」の取り扱い方が複雑かつ困難なものとなる。 の結果、 委ねてしまっている。これは、現実の契約紛争を理解し秩序づけるUCCの方法論の限界を示すものであり、 信義誠実や非良心性の範囲や内容をめぐる絶え間ない論争が、今日に至るまで繰り広げられることにな 裁判所の裁量に

今後の動向と予測

物品売買契約以外の契約も規律対象となるため、そこで想定される規範も多種多様なものとなりうる。

とによって、 形式的なルールを矯正するという長所がある一方で、裁判所と契約当事者の両方に不確実性を増加させるという 断するという方向に後戻りするとは考えにくい。もっとも、「スタンダード」という思考様式には、 のではないか。契約当事者の真意を問わず、厳格かつ画一的な契約ルールに基づいて一律に「契約の成否」を判 向を予測するのは困難なことだが、「ルールからスタンダードへ」という思考様式が、今後さらに強まっていく 将来公表されるであろう第三次契約法リステイトメント(Restatement (Third) of Contracts)の向かうべき方 完全とはいえないまでも、 ただし、この問題に対しては、紛争解決のための枠組みを設定し、具体的な義務内容を提示するこ 一定の対処が可能であろう。 包括的か

これらの問題の解決のためには、学説の役割が欠かせない。すでに第二次リステイトメント公表後、

幾つかの

40巻2号 (2006. 1) (118)

ける信義誠実義務の適用のあり方、 ァンズワース論文が、 重要な文献が現れてい る。 契約交渉プロセスを三段階に区分し、 例えば、 また、 「契約成立前の予備的合意をめぐる問題」 同義務の具体的な内容を提示している。 各段階における 「予備的合意」 については、 の特徴、 九八七年公表の

をどのように適用してきたかを学び、それを非良心性の法理や信義誠実義務といったより適切な規範の下で再構 成することが、 るべきだという。しかし、ゴードレイが指摘するように、 契約内容の変更に関する約束が公正なものであるか否かの判断など、本来予定されていなかった機能は排 また、 「約因法理」については、 問題解決の糸口となろう。 学説の多くは、 約束に拘束力を付与するという本来の機能に戻るべきであ 裁判所が契約内容の公平性を規律するために約因法 除され

しているUCC第一 得る個別具体のケースごとに、 はない。 成を唱える学説も現れた。しかし、 法的性質や効果をめぐる学説の論争が絶えず、さらには、 不法行為として構成することも可能な「契約交渉の不当破棄」に対する責任の根拠にもなった。そのため、 約束的禁反言の法理」 最近では、 一編の起草者意思・立法趣旨を考慮に入れることが重要である。 約束的禁反言の役割を相対的に判断すべきだとの慎重論も出されており、 は、 その責任と効果が模索される方向にある。 たんに無償約束の保護だけでなく、広く有償約束の信頼保護を目的とし、 様々な目的をもつに至った約束的禁反言を一元的な法理として理解する必要 同法理の発展を踏まえて、 その際、 約束的禁反言の問題点を明示 伝統的な契約法理論 同法理が適用され また、 の再構 その

になろう。

その起草作業は、

UCCの契約法理の基本路線を継受した上で、その問題点を克服する方向で進めら

以上の学説の貢献、そして、今後の学説の貢献を踏まえて起草され

ること

第三次契約法リステイトメントは、

れることが望まれる。

(119) 40巻2号 (2006.1)

現代契約法理論の行方

論

本稿の結論としたい

UCCの契約法理に関するこれまでの検討が、日本法の議論にどのような点で参考になるかを提示し

的契約」という新たな契約モデルの構築を試みる。(59) 死』のビールスを免れることはできない。」として、契約当事者間に存在する関係性を契約の基礎におく「関係(゚゚゚) 「わが国の契約法学も、それが古典的な意思主義と単発的契約モデルをベースとしていた限りにおいて、『契約の 機能し得ない。この著書が、英米の法学界のみならず、わが国の学界にも大きなインパクトを与えたのは周知の 題提起を踏まえて、 する「古典的契約法」は、その後の信頼責任(約束的禁反言の法理)、利得責任の発展に伴って、もはや有効に 典的契約法は衰退したのか否か」という問題提起を行った。ギルモアによれば、約因の交換的取引理論を中心と(&) アメリカの法学者グラント・ギルモアは、一九七四年に公表した『契約法の死』と題する著書におい 一九七〇年代以降のアメリカ契約法学の動向を分析したものである。そして、 内田貴教授が一九九○年に公表した『契約の再生』は、ギルモアのいう「契約法の死」の問 同教授は、

ローの関係主義的発想」の重要性を説く。 ってきたことを示唆している。」と主張する。そこで、同教授は、意思理論へのアンチテーゼとして、「コモン・のてきたことを示唆している。」 と主張する。そこで、同教授は、意思理論へのアンチテーゼとして、「コモン・ 当事者の意思(の合致)に求める…大陸法的意思理論そのものが、…現代法のもとでは、もはや適合しえなくな 認しようとする傾向が年々強くなりつつある。かかる傾向は、 木下毅教授もまた、「わが国を含めた大陸法系においても、意思理論的構成ないし操作を限定し、あるいは否 約束ないし契約の法的拘束力の源泉ないし根拠を

以上の諸見解に対して、本稿が試みたのは、今日のアメリカ契約法においても意思理論に基づく契約法の解決

40巻2号 (2006. 1) (120)

のである。 者の したことの証拠として「署名された書面」の要件が重視されていること、第二に、当事者の真意が定かでない場 典的な意思主義」ではない。本稿では、UCCの契約法理の主たる特徴として、第一に、当事者間に合意が存在 の下では、「意思以外の要素による意思の補強を、 合には、「信義誠実」や「取引慣行」などの諸規範に基づいて補充的解釈が行われていることを挙げた。 いう限られた領域においてではあるが、「信頼」や「関係性」といった正当化根拠を持ち込むことなしに、 理論と約束的禁反言の法理の問題点を指摘し、そして、いずれの法理も用いることなく、当事者の合意を基礎と ルモアが一九七四年に問題提起を行うはるか以前の一九三〇年代に、カール・ルゥエリンは、 が依然として重要であり、 した契約法理をUCC第二編に構築したことを想起すべきである。UCC第二編は、現在でも、 現代契約法理論については、様々な立場からの立論が可能であるが、「今日新たに生じている法律的な諸問 「意思」を重視する契約ルールを設けている。そこに現れているのは、木下・内田両教授が問題視する「古(&) UCCの契約法理がそのような解決方法を実践していることを示すことであった。 意思の優越性を前提としつつ実現する試み」がなされている 約因の交換的取引 物品売買契約と UCC

第三節 今後の課題

意識の下、 本稿は、 UCCの契約法理の考察を行い、また、 今日のアメリ カ契約法においても意思理論に基づく契約法の解決が依然として重要であるとい その歴史的な意義と影響力を判断するために、 UCC成立の う問題

(121) 40巻2号 (2006.1)

であり、このことは比較法的な見地からアメリカ契約法理論の動向を把握する場合にも当てはまるであろう。(65) について既存の法システムがどこまで有用であるかを徹底的に追及する」という姿勢で模索していくことが重要

説 論 ことにあった。そのため、リステイトメントやUCCの趣旨に沿わない判例法の動向や、 的は、「意思」にかかわる諸問題がどう理解され、規律されてきたか、その「法的思考」の変遷を明らかにする 前後に出された二つの契約法リステイトメントとの比較検討を行った。第一章で述べたように、その最終的な目 ールを適用する場合の判断基準を抽出する作業は手つかずに終わった。これらの作業は、 裁判所が個々の契約ル UCCをめぐる以下の

情報取引社会における契約法理論

動向を視野に入れながら個別に進めていく必要がある。

Information Transactions Act) 〔コンピュータ情報取引法〕という単独の統一法として成立した。 ンス」の起草が当初予定されていたが、その構想は挫折し、一九九九年七月、UCITA (Uniform Computer 取引などの現代型取引の規律を目的としたUCC第二編〔売買〕の改訂作業は二〇〇三年五月に完了した。また、 情報ライセンス契約やソフトウェア契約(シュリンク・ラップ契約)を規律するためのUCC第二B編「ライセ 近時の注目すべき動向の一つとして、一九九○年代より進められてきたUCC改訂作業の動きがある。電子商

法などにいかなる工夫と変更がなされたか、 正第二編において、「申込・承諾の方法」や詐欺防止法の「書面性の要件」、また、当事者の意思や合意の確定方 けているかを明らかにすることが重要となる。とりわけ、電子データの交換による物品売買取引をも規律する改 考察することに主眼を置いたため、改正UCC第二編やUCITAの動向はあえて検討の対象外とした。 今後、電子商取引や情報取引の領域において、UCCが契約の拘束力の基礎とする「合意」をどのように位置づ 本稿では、第一次リステイトメント、UCC第二編、および、第二次リステイトメントを歴史的、 解明していく必要がある。 時系列的に

現代契約法理論と消費者保護

40巻2号 (2006.1 (122)

ある。 米の動産売買法は、 のであり、 現代契約法理論のあり方を模索するにあたって、 第三章で論じたように、 その一九〇六年統一売買法は、イギリスの一八九三年動産売買法を模範としたものである。これら英 あくまで「売買」に焦点を置いているのであって、「消費者保護」に焦点を置くものではな 一九五一年に成立したUCCは、 消費者保護の問題をどのように位置づけるかも重要な課題で 一九〇六年統一売買法の改訂作業から生じたも

では、 制がどのように実施されているかを検討することが重要となろう。 動産売買法との比較検討も交えながら、 解の相違により、 第二編においても、 の規制を行い、一定の範囲で消費者保護を図ってきた。また、一九九〇年代以降のUCC第二編改正作業の過程 しかし、 より直接的に 現在のイギリスでは、 消費者契約に関する明文規定は起草されるには至らなかった)。今後の課題として、 従来から、第二―三〇二条〔非良心的不当条項に関する規定〕に基づき、不公正な契約条項 「消費者契約」を規律しようとする動きも存在した(最終的には、 消費者保護の規定を盛り込んだ「一九七九年動産売買法」 当事者の意思を尊重するUCC第二編において、 起草委員間の根本的 消費者の保護と約款規 が存在する。 イギリス UCC

近年、 c 契約法の国際的な統 UCCが契約法の国際的な統一に与えた影響 一化作業が進められており、 その成果は、

売買法

そこでのUCCの影響力は無視できない。逆に、CISGやPICCがアメリカ契約法に与えた影響につい 表されたユニドロワ国際商事契約原則(PICC; Principles of International Commercial Contracts) 検討していく必要がある。 例えば、アメリカ合衆国が一九八六年にCISGを批准したことで、 に現れており、

(CISG; United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)

(123)40巻2号 (2006.

すでに、

一九八〇年に成立した国

や、

一九九四年に公

国際売買契約と

ICCとの相互関係を解明していく必要がある。

説 作業においてもCISGやPICCの影響がみられる。これらの点を踏まえて、UCCとCISG、UCCとP 国内売買契約における規律の相違をいかに理解すべきかが今後の課題の一つとなる。また、前述したUCC改訂

検討すべき課題も多方面に及んでいる。残された課題は多いが、本稿を出発点として、今後もUCCを中心とし 以上のように、アメリカ契約法を理解する上で、UCCの研究は今日ますます重要なものとなってきており、

第二次契約法リステイトメント第九○条〔作為または不作為を合理的に誘引する約束〕。

た研究に取り組んで行きたい。

2

1

- 受益者における章と完全に一致するものです。ここでは全く削除されました。私が思うに、その第三者たる受益者の という文言を挿入する理由を以下のように述べている。「最後に、追加される唯一の変更は、約束による信頼と同様 に、受益者による信頼について定めることです。私が思うに、これは、第一次リステイトメントにおける第三者たる ブラウカー(Braucher)教授は、第二次契約法リステイトメントの起草過程において、第九〇条に「第三者の側
- 3 して、その答えは以下のようになります。それは、私が思うに、認められるであろう救済との関係において明確かつ ならば、結果的に、それは十分に明確かつ実質的なものです。」。 な信頼はいかなる重大な意義も有していないことが分かります。部分的な信頼が部分的な救済によって保護されうる 実質的なのであり、次に、そのことを念頭において諸事例を見始めると、幾つかの諸事例においては、確かに、些細 かつ実質的な性質を有する信頼という要件が、疑わしくなります。何との関係で明確かつ実質的なのでしょうか。そ な強制の可能性を認めた第二文を追加することにあります。…。さて、いったんその変更がなされると、次に、明確 て、「明確性」および「実質性」を削除する理由を以下のように述べている。「九〇条における主たる変更は、 問題が考慮される以前にこれが定められたためでしょう。J。42 A.I.I. PROCEEDINGS 297 (Annual Meeting 1965) ②の変更は③の追加と密接に関わっている。ブラウカー教授は、第二次契約法リステイトメントの起草過程におい Id. at 296. つまり、「明確性」と「実質性」

- は新たに設けられた損害賠償制限規定に吸収されたわけである。
- 4 引したとの証拠がなくとも、第一項に基づき拘束力を有する。」。 (charitable subscription)または婚姻承継的不動産処分(marriage settlement) 第二次契約法リステイトメント第九○条〔作為または不作為を合理的に誘引する約束〕第二項

は、その約束が作為または不作為を誘

一慈善的寄付約束

- 5 本稿の第二章第五節第三項(1)の(b)を参照されたい。
- 6 Hoffman v. Red Owl Stores, 133 N.W.2d 267, 274-5 (1965).

7

第二章第五節第三項 (1)、拙稿「米国における契約交渉論の現状」横浜国際社会科学研究第六巻四号二五頁以下 1958)、設例10は Hoffman v. Red Owl Stores, 133 N.W.2d 267 (1965) を基礎とする。これらの判決については、本稿の (二〇〇二) の【7】~【9】を参照されたい。

設例⊗は Goodman v. Dicker, 169 F.2d 684 (D.C.Cir. 1948)、設例9は Chrysler Corp. v. Quimby, 144 A.2d 123 (Del

- 8 は特定の救済に制限される。」。 は、ときに、その約束の条項によってではなく、 本条の下で拘束される約束は契約であり、 なお、同条のコメントd「部分的強制」は、第九○条に基づく多様な救済方法について以下のように説明する。 通常の救済による完全な強制がしばしば適切なものとなる。」が、 被約束者の信頼の程度により算定される原状回復、 損害賠償、
- 11 を実際に誘引した申込は、不正義を回避させるのに必要な限度において、オプション契約として拘束力をもつ。」。 な性質を有する作為または不作為を誘引することを合理的に予見すべきであり、 第二次契約法リステイトメント第八七条〔オプション契約〕二項「申込者が、承諾の前に、被申込者の側に実質的
- 13 COLUM. L. REV. 52, 65 (1981). 同論文の紹介として、望月礼二郎・アメリカ法[一九八三]一三〇頁 この問題を論じるものとして、Knapp, Reliance in the Revised Restatement: The Proliferation of Promissory Estoppel, 81

14

本稿の第三章第五節第四項を参照されたい。

12

本稿の第二章第五節第三項(2)の(c)を参照されたい。

10 9

本稿の第三章第五節を参照されたい。 本稿の第二章第五節第二項を参照されたい。

かつ、そのような作為または不作為 40巻2号 (2006.

15

16 本稿の第三章第五節第四項を参照されたい。 本章第四節第一項

3

の(a)を参照され

たい

される場合は、この限りではない。(a) 死亡者の義務について責任を負う旨の遺言執行者または遺産管理人の契約 般に詐欺防止法と称される、強制を禁止する制定法が適用される。但し、覚書が存在するか、 第二次契約法リステイトメント第一一〇条[本章の適用される契約の種類]「(1) 次に掲げる種類の契約には、 または例外規定が適用

1)

(126)

(2006.

- 典の詐欺防止法規定の適用を受ける。(a) 代金が五〇〇ドル以上の物品の売買契約 (UCC第二―二〇一条)、(b) る契約(一年条項)。(2)次に掲げる種類の契約は、 土地に関する権利の売買契約(土地契約条項)、(e) 契約締結時から一年以内に履行が完了し得ないことになってい (b) 他人の義務について責任を負う旨の契約 (保証条項)、(c)婚姻を約因としてなされる契約 伝統的に詐欺防止法が適用されていたが、現在では統一商事法 (婚姻条項)、(d)
- 18 額について訴えにより請求し、または抗弁において主張する場合(UCC第一―二〇六条)。」。 一次契約法リステイトメント第一三九条 [信頼に基づく行為を理由とする強制]。

(UCC第八—三一九条)、(c)他に別段の定めのない動産の売買契約で、五〇〇〇ドルを超える価

40巻2号

一券の売買契約

- 19 第二次契約法リステイトメント第一三九条、 コメントa「他のルールとの関係」。
- 20 Knapp, supra note 13, at 68
- 21
- または、 不公正が避けられるのか否かの決定にあたっては以下の事情が重要である。(a)他の救済方法、 言たは不作為の相当性、 実質的な性質、)原状回復の利用可能性ならびにその適切性、(b) 求められている救済と関連した当該作為または不作為の明確か 第二次契約法リステイトメント第一三九条 [信頼に基づく行為を理由とする強制] 「(2)約束の強制によってのみ 契約の締結および契約条項が明白かつ説得力のある証拠によって他の方法で証明される程度、 <u>c</u> 契約の締結および契約条項についての証拠が当該作為または不作為によって補強される程 (e) 当該作為または不作為が約束者によって予見可能であった程度。」。 とりわけ解除およ (d) 当該行
- 23 24 この問題を論じるものとして、Knapp, supra note 13, at 70
- 本稿の第三章第五節第六項を参照されたい。

- 25 されたい。 三年の第二編改正、 本文で指摘した第二次リステイトメントとUCCの詐欺防止規定との矛盾は、その後のUCC改正 一九九四年の第八編改正)により、現在では解消されている。詳しくは、 注26および注28を参照
- 26 可能性を制限させるものとして理解されるべきではないことを定めるためになされた変更である。」。UCC §2-201 第三項における三つの制定法上の例外に関する規定が、第一項の下で、詐欺防止法上の抗弁として禁反言を提起する 詐欺防止法の要件が緩和され、 の旧版は『本条に別段の定めがある場合を除き』という文言から始まっていたが、この文言は削除された。これは、 本稿の第三章第五節第六項の 約束的禁反言を適用させる余地が認められた。同条のコメント2によれば、 (2)を参照されたい。なお、二〇〇三年に改正されたUCC第二一二〇一条では、

るわけにはいかなかったのである。 うる旨の規定を置いたことが指摘できよう。改正UCC第二編の起草委員会としては、これらの動向をもはや無視 まえて、第二次契約法リステイトメント第一三九条が、詐欺防止法に関係なく、 第二―二〇一条の立法趣旨を考慮することなく、 詐欺防止法に関するこのような変更がなされた理由として、①動産売買取引事例において、 約束的禁反言を適用する傾向にあること、②その判例法の動向を踏 約束的禁反言に基づき約束を強制し 裁判所の多くがUCC

□Ψ΄ Gibson, Promissory Estoppel, Article 2 of the U.C.C., and the Restatement (Third) of Contracts, 73 IOWA L. REV 659, 695-96 (1988) がある。

UCC第二─二○一条の立法趣旨(ルゥエリンの起草者意思)とその後の判例法の動向との乖離を指摘するものと

(전) Kiely v. St. Germain, 670 P.2d 764 (Colo. 1983).

により署名された特定の書面が存在する場合。」。 契約が締結されたことを十分に示すものとして、 によって強制することはできない。(a)定められた価格で記載された証券の定められた数量の売買を目的として、 UCC第八―三一九条 [詐欺防止法] 「証券の売買に関する契約は、 UCC §8-319 (1978) 強制を求める当事者により、 以下の場合を除いて、 または、 同人の代理人もしくは仲立人 訴訟または抗弁の手段

一九九四年のUCC第八編改正に伴い、

詐欺防止法の特別規定を定めた同条は削除され、

証券売買の契約に

(127) 40巻2号 (2006.1)

防止法は証券実務の現実には適さなくなった。証券取引にとっては、詐欺防止法が詐欺的な請求を取り除く上で果す くは購入の契約または契約の変更は、当該契約または変更がその作成時から一年以内に履行できない場合であっても、 れる。」。UCC §8-113 (1994). 同条のコメントによれば、「意思疎通に関する電子的手段の爆発的な増加に伴い、詐欺 強制が求められた者の相手方当事者によって署名された書面または公証記録が存在するか否かにかかわらず、 は詐欺防止法が適用されない旨の規定が置かれた。UCC第八―一一三条〔詐欺防止法の不適用〕「証券の売買もし 利益よりも、証券実務における現代的な商取引の発展にとって同法がもたらす障害の方が大きいのである。」。UCC

29 Kiely v. St.Germain, supra note 27, at 769-70

- 様々な角度から論じている。なお、内田説に対する批判的な評釈として、川角由和「現代民法学における《関係的契 約理論》の存在意義―内田貴教授の所説に対するひとつの批判的評釈―(1)(2)(3)(4・完)」島根大学法文学 一章で論じたように、内田教授自身は、その後、「関係的契約理論」という立場から、わが国の契約法上の諸問題を 内田貴『契約の再生』(弘文堂、一九九○)は、ギルモアのいう「契約法の死」(すなわち、古典的契約理論の再構 の問題提起を踏まえて、一九七○年代以降のアメリカ契約法学の動向を分析したものである。そして、本稿の第
- 31 ト・ギルモア著 契約法の死」(文久書林、一九七九)がある。また、同書の紹介として、曽野和明・アメリカ法 [一九七八] 一九九頁がある。 G. GILMORE, THE DEATH OF CONTRACT 87-90 (1974). 同書の翻訳として、森達=三和一博=今上益雄「グラン

部学科紀要三七巻四号、三八巻一号、三八巻三号、三九巻二号。

盛衰』のめざすもの―イギリス契約法史の一潮流(五2)」阪大法学一三〇号三九頁(一九八四)、佐藤雅美「イギリ 史の一潮流(五1)」阪大法学一三○号一頁(一九八四)、松浦好治「法解釈学者と法の歴史―アティア『契約自由の よる同書の分析として、矢崎光圀「イギリス法近代化・現代化過程におけるパタナリズムと自由人―イギリス契約法 化研究会「イギリス契約法史の一潮流―アティアの近著に依拠して― (一)~ (四)」阪大法学一二五号一六三頁、 一二六号一八七頁、一二七号二〇七頁(一九八二)、一二八号(一九八三)がある。さらに、同研究会のメンバーに P. ATIYAH, THE RISE AND FALL OF FREEDOM OF CONTRACT (1979). 同書の要約として、矢崎光圀監修・法文

128) 40巻2号 (2006.1

33 変化するためである。アティアは、一つの契約が状況に応じて性質を変え、その結果、責任の基礎も変化すると考え る (Id. at 1-7.)。 なぜなら、たんなる期待は保護するに値せず、期待だけに基づく約束は通常短命で、利得や信頼を基礎とする約束に 礎とする責任」の三つがある。そして、責任の基礎としての「約束」は、他の二つより責任を問う根拠として弱い。 ス契約法史の一潮流 イギリス契約法史の イギリス契約法史の一潮流 アティアによれば、契約責任の根拠には、「約束を基礎とする責任」、「信頼を基礎とする責任」および「利得を基 一潮流 (六) (Ⅲ)十八世紀イギリス刑事司法史への一視角」阪大法学一三一号一八九頁、 (七) (王) (七)(I)アティアの利得責任論」阪大法学一三二号一九一頁(一九八四)、下村正 契約法における意思と信頼」阪大法学一三二号二〇五頁(一九八四)がある。 床谷文雄

- (अ) Id. at 778-79.
- (35) C. FRIED, CONTRACT AS PROMISE (1981).
- 36 and Fall of Freedom of Contract," 93 H.L.R. 1858 (1980); Atiyah, review of Fried's "Contract As Promise," 95 H.L.R. 509 評を書いており、その中で、契約法理論のあり方をめぐって論争を行っている。Fried, review of Atiyah's "The Rise 久須本かおり|契約法理論の再構成を目指して(一)~(四・完)―約束理論および信頼理論に対する考察を中心に メリカ法 [一九八三] 二六四頁、内田・前掲注 (1981). 論争の経緯については、下村・前掲注(32)二〇七頁。また、両者の契約理論を比較検討するものとして、 同論文の紹介として、木下毅『英米契約法の理論〔第二版〕』(東京大学出版会、一九八五)一六九頁、 」名古屋大学法政論集一六九号、 一七〇号、 一七一号(一九九七)、一七二号(一九九八)。 (30) 一○七頁がある。フリードとアティアは、 お互いの著作への書 木下毅・ア
- (38) Id. at 223.
- 39 学説として、他に、Snyder, Promissory Estoppel as Tort, 35 IOWA L. REV. 28 (1949) がある。 Seavey, Reliance upon Gratuitous Promises or Other Conduct, 64 HARV. L. REV. 913 (1951). 不法行為説を採る初期の
- (41) Seavey, supra note 39, at 926.

(129) 40巻2号 (2006.1)

約束的禁反言の性質は契約(法)の一部であるという。Slawson, The Role of Reliance in Contract Damages, 76 ペルが不法行為に関係しているからといって、約束的禁反言も不法行為に関係していなければならないことはなく、 が取引的な対価相当物であることを要しないと考えられる。」という(四七四頁)。スローソンもまた、事実のエスト に近いのは当然であるとしても、衡平法的救済としての本来的意義に限定されるべきなのであり、信頼行為の不利益 CORNELL L. REV. 202, 208 (1990). 論文紹介として、大村敦志・アメリカ法 [一九九三—一] 七八頁。

40巻2号

(2006)

130)

Farber & Matheson, Beyond Promissory Estoppel: Contract Law and the "Invisible Handshake," 52 U. CHI. L. REV. 902, 本稿の第二章第五節第二項の(2)を参照されたい。

945(1985); Yorio & Thel, The Promissory Basis of Section 90, 101 YALE L. J. 111(1991). ヒルマン・笠井編『現代アメリ

43

カ契約法』(弘文堂、二〇〇〇) 七六頁、八七頁以下に、それぞれ紹介と部分訳がある〔(訳者) 滝沢昌彦〕。他に、

久保宏之‧産大法学二六巻三‧四号一一二頁 (一九九三)。

Farber & Matheson, supra note 44, at 910; Yorio & Thel, supra note 44, at 151

REV. 580 (1998). ヒルマン・笠井編・前掲注(44)一〇六頁に紹介と部分訳がある〔(訳者)滝沢昌彦〕。 Hillman, Questioning the "New Consensus" on Promissory Estoppel: An Empirical and Theoritical Study, 98 COLUM. L.

Requirements and Limitations of the Doctrine, 98 U. PA. L. REV. 459, 490-91(1950); Comment, Contracts - Expanded Shattuck, Gratuitous Promises - A New Writ?, 35 MICH. L. REV. 908, 942-43(1937); Boyer, Promissory Estoppel. 1952) のほかに、Gardner, An Inquiry into the Principles of the Law of Contracts, 46 HARV. L. REV. 1, 22-23(1932). Contract Damages (pts. 1&2), 46 YALE L.J. 52, 373, 401 (1936-1937); A. CORBIN, CONTRACTS §193 (One Volume ed 本稿の第二章第五節第二項の(3)(4)を参照されたい。学説としては、Fuller & Perdue, The Reliance Interest in

- Application of Promissory Estoppel in Restatement of Contracts Section 90 Hoffman v. Red Owl Stores, Inc., 65 MICH. L REV. 351, 356 (1966) がある。
- 48 L. REV. 269 (1986); Barnett & Becker, Beyond Reliance: Promissory Estoppel, Contract Formalities, and Misrepresentation トは、その後も約束的禁反言の法理に関する論文を公表している。Barnett, A Consent Theory of Contract, 86 COLUM 15 HOFSTRA L. REV. 443 (1987) Barnett, Contract Scholorship and the Reemergence of Legal Philosophy, 97 HARV. L. REV. 1223, 1241 (1984). バーネッ
- (4) Wangerin, Damages for Reliance Across the Spectrum of Law: Of Blind Men and Legal Elephants, 72 IOWA L. REV. 47
- 51 50 下を参照されたい。 適用すべき責任規範を模索していくのが、学説の主流となっている。この点については、円谷峻『契約の成立と責任 は、この種の議論はほぼ収束しており、むしろ、「契約締結上の過失」が問題となり得る個別具体の諸事例ごとに、 (第二版)』(一粒社、一九九一)三三頁以下、同『新・契約の成立と責任』(成文堂、二〇〇四)一〇六、一一〇頁以 久保宏之「契約締結交渉破棄責任と約束的禁反言の法理―Hoffman v. Red Owl Stores, Inc の再検討―」産大法学三 わが国でも、かつて、「契約締結上の過失責任」の法的性質をめぐって同様の議論が活発に交わされたが、
- 52 待利益の賠償が当然に認められると主張する(4 A.L.I. PROCEEDINGS 97-106 (Appendix 1925))。②約束的禁反言の 次リステイトメントの起草過程において、第九○条の下で強制される約束の違反に対しては契約責任が課せられ、期 約束的禁反言の法的性質を「契約」とみる学説は、期待利益の賠償が認められるという。①ウィリストンは、

〇巻三=四号三〇四頁 (一九九七)。

Farber & Matheson, supra note 44, at 945; Yorio & Thel, supra note 44, at 111 がある。 Promissory Estoppel And Judicial Method, 97 HARV. L. REV. 678, 694 (1984); Feinman, The Last Promissory Estoppe 約束的禁反言を誠実交渉義務と同一視するファインマンは期待利益の賠償が認められるべきだという。Feinman.

Article, 61 FORDHAM L. REV. 303, 315(1992) 基礎が「信頼」ではなく「約束」にあるという主張を前提に期待利益の賠償が認められると主張する学説として、 131) 40巻2号

(2006.

また、Slawson, supra note 42, at 197では、契約の拘束力と損害賠償の範囲とを連結させるのは誤りであるとして、 場合においても、約束的禁反言の効果として、期待利益に基づく賠償を「一貫して継続的に」算定してきたという。 Promissory Estoppel Damages, 16 HOFSTRA L. REV. 131(1987) によれば、裁判所は、商取引だけでなく、寄付約束の Note, Promissory Estoppel - Measure of Damages, 13 VAND. L. REV. 705 (1960) & Comment, Once More into the 反言が商取引の場面で適用される場合には、「信頼利益」ではなく「期待利益」が賠償されるべきだと説く。Becker Breach, Promissory Estoppel and Traditional Damage Doctrine, 37 U. CHI. L. REV. 559, 566 (1970) によれば、約束的禁 Comment, The Measure of Damages for Breach of a Contract Created by Action in Reliance, 48 YALE L. J. 1036 (1939); 約束的禁反言の性質決定にこだわらずに、その効果が一律に期待利益の賠償に拠るべきだとする見解として、 (2006.1 132)

53 約束的禁反言の法的性質を「不法行為」とみる学説は、信頼利益の賠償のみが認容されるという立場をとる。例え Snyder, supra note 39, at 31; Seavey, supra note 39, at 926 なじ。

される(もっとも期待利益の賠償は「予見可能性」の要件の下で制限される)、という。

拘束力の根拠が「約因」であるか「約束的禁反言」であるかを問わず、損害賠償の範囲は一律に期待基準によって画

40巻2号

- 54 note 47, at 356 など。 ∨′ Gardner, supra note 47, at 22-23; Shattuck, supra note 47, at 942-43; Boyer, supra note 47, at 490-91; Comment, supra 約束的禁反言の法的性質を「信頼責任」とみる学説の中で、信頼利益の賠償のみが認容されると主張するものとし
- 55 頼を補償させることに当然に限定されるべきであるという……立場に賛成することは困難である。」と指摘する。Id Fuller & Perdue, supra note 47, at 401-6. フラーは「第九○条の枠内に入る約束の違反に対する損害賠償は、

従って、信頼利益は、少なくとも、潜在的には、『被った損失』と同様に『妨げられた利得』を包含させるものとし 果になるが(労務や金銭の支出)、利得に対する機会が、約束を信頼したことによって奪われることもまた真である。 実の出捐だけではなく、失われた機会も含めていた。すなわち、「信頼は、通常、肯定的な性質の『損失』という結 て理解されなければならない。」と主張する (Id. at 55.)。そして、「失われた機会」が信頼利益の賠償として算定さ もっとも、フラーのいう「信頼利益の賠償」の内容は必ずしも明らかではない。彼は、信頼利益の賠償の中に、現

していない れる場合には、その信頼利益により算定される賠償額と、期待利益により算定される賠償額は近接するという(Id 期待利益の賠償が不可能とされた状況において「失われた機会」が補償されるべきかにつき、立場を明らかに しかし、彼は、様々な種類の信頼が有する特定の法的効果については、後の見当に委ねており (Id. at 417-18.)°

するが、「失われた機会」については言及していない。また、第三四九条〔信頼利益に基づく賠償〕は、「被害を受け と同等の地位に置かれることによって、その契約を信頼したことにより生じた損失を填補されることの利益」と定義 たものだが、同条は、信頼利益を「被約束者が、契約が締結されなかったのであれば、 求する権利を有する。」と規定しており、信頼利益として「費用」を想定している。 た当事者は、 第二次契約法リステイトメント第三四四条〔救済方法の目的〕 履行のための準備または履行そのものにおいてなされた出費を含む信頼利益を基礎とした損害賠償を請 は、このフラー論文の影響を受けて新たに起草され 同人が置かれていたであろう

いといえよう。この議論の詳細については、拙稿・前掲注(7)二九―三一頁を参照されたい |期待利益・信頼利益」という損害概念は、失われた利益の認否や、具体的な損害の内容を明らかにするものではな このように見てくると、一般に、信頼利益の賠償に「失われた機会」が含まれるかは定かではない。そもそも、

56 & PERILLO, THE LAW OF CONTRACTS 291 (3rd ed. 1987) など。 Bargaining in Good Faith, and Freedom of Contract: A Comparative Study, 77 HARV L. REV. 401, 424 (1964); CALAMARI この立場に立つその他の学説として、CORBIN, supra note 46, §205 at 249; Kessler & Fine, Culpa in Contrahendo:

- (5) GILMORE, supra note 31.
- 58 ることは不可能である」と主張する。 たつにせよ、契約締結時の意思を基準とする古典的な契約モデルを前提とするかぎり、 一九九三)。 内田·前掲注 (30) 二五三頁。 内田教授は、 内田貴「現代契約法の新たな展開と一般条項 別稿でも「『意思主義』 の中味は多義的であるが、 (4)」NBL五一七号三四 契約責任の拡大現象を説明す どのような立場に
- (6) 木下・前掲注(36)四三七頁。(5) 内田説については、本稿の第一章第一節を参照されたい

61

木下説については、本稿の第一章第一節を参照されたい

論 一三二四頁以下(一九九四)は、マクニールの関係的契約理論とUCCの契約法理の関係について詳細な分析を行 **"現代社会における契約で重要な位置を占めている契約行動は『関係的契約 (…)』であるのに、契約法は『個別的契** 曾野裕夫「UCC第二編 (…)』を前提としていて、契約行動と契約法に乖離がみられる」ことを問題視する〔一三二五頁〕。ここでい 曽野教授は、一方では、両者の理論には整合的な部分がみられると指摘する。すなわち、マクニールは、 (売買)の改正作業にみる現代契約法の一動向(下)」北大法学第四四巻第五号一二九三、

して、マクニールは、「あらゆる契約の背景にある社会関係 (…) との調和的配慮が必要で、社会関係の存在から導 かれる内在規範も契約法規範に反映されるべきである」と主張する〔一三二八頁〕。これに対して、UCC第二編は、 事実上の取引(bargain in fact)、取引の過程(course of dealing)、誠実性 |関係的契約||とは、「契約期間が長期に及び、当事者間の濃厚な接触が予定される」契約を指す [一三二六頁]。そ (good faith)などの概念を媒介として、

CC第二編に反映されている部分もみられる [一三三八—三九頁]。

…商取引に内在する規範が実定法規範に吸い上げられる構造になっている」など、マクニール理論の主張がすでにU

関係的考慮を加えたものとされるが (…)、マクニール理論のめざす関係的契約法との決定的な差異は、それが 法 (…)』を体現するものとされる (…)。新古典的契約法は、古典的契約法 して挙げる、労働契約、家族関係、企業組織とは、 八頁】。また、UCC第二編の適用対象は「物品売買」であり、これは「マクニール理論が関係的契約行動の典型と 東』(意思)にも定礎するものであり、『関係』(非約束)による一元的基礎づけをするものではない」〔一三二七一二 わち、「UCC第二編は、マクニール理論によれば、第二次契約法リステイトメント (…) とともに、『新古典的契約 なお、内田教授の提唱する「関係的契約」というモデルは、マクニールの「関係的契約理論」から示唆を得て、日 他方で、 同教授は、UCC第二編を関係的契約法として性格づけるべきではない可能性があるとも指摘する。すな かなり様相を異にする契約行動といえる。」〔一三三八頁〕。 (個別的契約法)を基礎として、それに

63 大村敦志一合意の構造化に向けて」『生活民法研究Ⅰ 契約法から消費者法へ』(東京大学出版会、 一九九九)九二、

本法の解釈のために独自に構成されたものである。内田貴「現代契約法の新たな展開と契約法学」法時六六巻八号二

八、二九—三〇頁 (一九九四)。

40巻2号 (2006)

ブル・スタンダードを選択することになる。

64 OF CONTRACT LAW; AN ANAYLSIS AND CRITIQUE OF CONTEMPORARY THEORIES OF CONTRACT LAW CONTRACT LAW: NEW ESSAYS (2001) (論文紹介として、会沢恒・アメリカ法 [二〇〇二] 三三七頁) など。 (1997) (論文紹介として、樋口範雄・アメリカ法[一九九九]八八頁)、F. BEATSON (ed.), THE THEORY OF 現代の英米法における様々な契約法理論を分析、評価するものとして、例えば、R. A. HILLMAN, THE RICHNESS

65 66 円谷峻『現代契約法の課題―国際取引と民法理論』(一粒社、一九九七)三頁。

適用し、 かが一つの大きな問題となる。この点は、道田信一郎『契約社会 アメリカと日本の違いを見る』(有斐閣、 アメリカ合衆国がCISGを批准したことにより、詐欺防止法のルール、契約の書面性をめぐる問題をどう捉える 一一三頁でも言及されていたことだが、①国内の物品売買契約についてはUCC第二―二〇一条の書面契約制を ②国際的な動産売買契約についてはCISG第一一条の方式自由制を適用し、内と外とで要件を異にするダ

(追記)

一八八頁二行目「挙げている、」⇒「挙げている。」*第四○巻第一号の本稿を以下のように訂正します。

一二一○頁(注27)「『アメリカ契約法』」→「『現代アメリカ契約法』

(135) 40巻2号 (2006.1)